

第23回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年2月23日 13:30～14:30
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室
3. 出席委員 1番 吉田 重喜委員 2番 河崎 忠委員 4番 福西 範委員
5番 田井 克廣委員 6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員
8番 熊坂 隆雄委員 9番 野村 照明委員 10番 佐藤 裕司委員
13番 細川 裕委員 14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員
16番 松永 征明委員 18番 菊池 利治委員 20番 稲場 洋二委員
21番 成田 俊英委員
(以上 16名)
4. 欠席委員 3番 田井 博行委員 11番 松下 裕幸委員 12番 佐藤 泰正委員
19番 大坂 博文委員
(以上 4名)
5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
主査 佐藤 賢二 農地業務担当員 道尾 真弓 農地業務担当員 小泉真由美
(以上 6名)
6. 議事日程 会議録署名委員の指名 15番 村上 正人委員
16番 松永 征明委員
- 会期決定について 平成29年2月23日(1日)
- 会務概要報告
- 報告第65号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第66号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第67号 農業経営証明願について
議案第92号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について
議案第93号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の変更について
議案第94号 農地法第6条の規定による農地保有適格法人の報告について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございました。
ただいまより第23回鉏路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は16名です。
議事録署名人に15番、村上正人委員、16番、松永征明委員を指名しますので、
よろしくお願い致します。
なお、会期は本日2月23日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
大西事務局長

会務概要報告を行います。
議案書2ページ目をご覧ください。

(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありました。報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。
初めに、報告第65号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書3ページ目の報告第65号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。
平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。
今回、阿寒地区で1件の届出がありました。
議案書4ページ目の表の1番ですが、被相続人、 が所有していた、
 、他7筆、合計 ㎡の農地を、相続人 が平成28年3月14日、相続により所有権を取得したことにより、平成29年2月7日、同氏よりその旨の届出があり、平成29年2月8日、会長専決により受理書を発行致しました。
以上1件報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第65号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは次に、報告第66号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の5ページでございます、報告第66号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において合意解約した場合は、賃貸人、借入人の当事者は、その旨農業委員会に通知することになっております。

今回は、釧路地区で6件、阿寒地区で4件の通知がありました。

議案書6ページの表の1番は、資料が8ページ、9ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■との間で、平成28年8月31日に合意解約を行い、平成29年2月3日に通知がありました。

この件に関しましては、高速道路建設に伴い賃貸借契約のございました、■■■■が分筆され、用地買収された部分の合意解約になります。

次に、議案書6ページの表の2番は、資料が8ページ、10ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、の1筆、■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■との間で、平成28年6月12日に合意解約を行い、平成29年2月3日に通知がありました。

この件に関しましても、高速道路建設に伴い賃貸借契約のございました、■■■■が分筆され、用地買収された部分の合意解約になります。

次に、議案書6ページの表の3番は、資料が8ページ、11ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、の1筆、■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■との間で、平成28年6月23日に合意解約を行い、平成29年2月3日に通知がありました。

この件に関しましても、高速道路建設に伴い、賃貸借契約のございました■■■■が分筆され、用地買収された部分の合意解約になります。

次に、議案書6ページの表の4番は、資料が8ページ、12ページでございます。

■■■■が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■との間で、平成28年6月23日に合意解約を行い、平成29年2月3日に通知がありました。

この件に関しましても、高速道路建設に伴い、賃貸借契約のございました■■■■と■■■■が分筆され、用地買収された部分の合意解約になります。

次に、議案書6ページの表の5番と6番ですが、資料が8ページ、13ページ、14ページでございます。

5番は、[]他6名が所有する、[]、の1筆、[]㎡の農地について、借主であります[]との間で、平成27年12月13日に合意解約を行い、平成29年2月9日に通知がありました。

6番は、[]、及び、[]の2筆、合計[]㎡の農地ですが、両者の間で、平成29年2月9日に合意解約を行い、同日通知がありました。

この件に関しましては

高速道路建設に伴い、賃貸借契約のごさいました[]が、[]に分筆され、まず、5番で用地買収された部分の合意解約がありまして、その後、耕作の作業性の低下により、買収残地の[]、及び、[]の2筆について合意解約となったものが6番になります。

次に、議案書7ページの表の7番は、資料が15ページ、16ページにごさいます。[]が所有する、[]の内、他2筆、合計[]㎡の農地について、借主であります[]との間で、平成29年2月7日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、議案書7ページの表の8番は、資料が15ページと、17ページから19ページにごさいます。

[]が所有する、[]、他7筆、合計[]㎡の農地について、借主であります[]との間で、平成29年2月7日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、議案書7ページの表の9番は、資料が15ページ、20ページにごさいます。[]が所有する、[]、他6筆、合計[]㎡の農地について、借主であります[]との間で、平成29年2月7日に合意解約を行い、同日通知がありました。

次に、議案書7ページの表の10番は、資料が15ページ、21ページにごさいます。

[]が所有する、[]の内、他4筆、合計[]㎡の農地について、借主であります[]との間で、平成29年2月7日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

以上、10件の合意解約について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第66号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問が無いようですので、次に、報告第67号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは議案書22ページにごさいます、報告第67号「農業経営証明願」につい

て報告致します。

今回は、阿寒地区で2件の申請がありました。

議案書23ページの別表の1番は、[]の[]から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために、平成29年1月26日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書23ページの別表の2番は、[]の[]より、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために、平成29年1月26日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上2件の農業経営証明願について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第67号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて議案の審議にはいります。

議案第92号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書の24ページでございます、議案第92号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、釧路地区で3件、阿寒地区で1件の計画がございます。

議案書25ページの表の1番ですが、資料は26ページ、27ページでございます。[]が所有する、[]、他1筆、合計[]㎡の農地についてあつせんにより、[]に[]円で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書25ページの表の2番ですが、資料は26ページ、28ページでございます。

[]他6名が所有する、[]の1筆、[]㎡の農地について、[]に、年間[]円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書25ページの表の3番ですが、資料は26ページ、29ページでございます。

[]他6名が所有する、[]、の1筆、[]㎡の農地について、[]に、年間[]円で、賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書25ページの表の4番ですが、資料は30ページ、31ページでございます。

[]が所有する、[]の内、他3筆、合計[]

m²の農地について、[]に、年間 []円で、賃貸借を行うものでございます。

以上4件の農用地利用集積計画の決定についてご審議を頂きたく、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました、議案第92号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議することと致しますが、2番は []委員が役員となっている法人に係る案件であり、議事参与の制限を受けますので、まず2番を審議したのち、残りを一括審議することと致します。

それでは2番を審議しますので、 []委員は退室して下さい。

([]委員退室)

議長
野村会長

2番について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第92号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第92号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番については原案のとおり決定いたします。

[]委員は、入室して下さい。

([]委員入室)

議長
野村会長

2番については原案のとおり決定致しました。

それでは、残りの1番、3番、4番について一括審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第92号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番、3番、4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第92号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番、3番、4番については原案のとおり決定いたします。
それでは次に議案第93号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書の32ページでございます、議案第93号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」について説明致します。

農用地利用集積計画書の2番、共通事項では、「解約権の留保の禁止」で、利用権設定期間中の解約はできないこととなっております。

また、「利用権に関する事項の変更の禁止」で、利用権に関する事項の変更はできないこととなっておりますが、「双方及び市」が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではないとされています。

さらに、「その他」で、農用地利用集積計画書に定めのない事項、及び、疑義が生じた場合は、「双方及び市」が協議して定めることとなっております。

以上を踏まえまして、順番にご説明致します。

今回は、釧路地区で4件の変更がございます。

まず、議案書33ページの表の1番ですが、資料は議案書の36ページ、37ページでございます。

平成27年10月30日開催の、第5期第7回総会、議案第36号にて審議を行い、平成27年11月2日に釧路市告示第466号で告示された、 が所有する、 、の1筆、 ㎡の農地について、 との間で年間 円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、高速道路建設で農地の一部が買収されたため、地番が と の2筆に分かれ、合計面積が ㎡に減少しましたので、賃貸借料の総額も 円に減少しております。

次に、議案書33ページの表の2番ですが、資料は議案書の36ページ、38ページ、39ページでございます。

39ページの図は、38ページ中段右側の の右下の拡大図になります。

平成27年10月30日開催の、第5期第7回総会、議案第36号にて審議を行い、平成27年11月2日に釧路市告示第466号で告示された、 が所有する、 、他3筆、合計 ㎡の農地について、 との間で年間 円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、高速道路建設で の農地の一部が買収されたため、地番が と の2筆に分かれ、合計面積が ㎡に減少しました

が、賃貸借料の総額を変えないこととしたことから、10アール当たりの単価が 〇〇〇〇 円に増えております。

次に、議案書34ページの表の3番ですが、資料は議案書の36ページと、40ページから42ページでございます。

平成28年5月30日開催の、第5期第14回総会、議案第57号にて審議を行い、平成28年6月1日に釧路市告示第222号で告示された、〇〇〇〇が所有する、〇〇〇〇、他20筆、合計〇〇〇〇㎡の農地について、〇〇〇〇との間で年間〇〇〇〇円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、高速道路建設で〇〇〇〇の農地の一部が買収されたため、親地番が消滅し、〇〇〇〇と〇〇〇〇の2筆に分かれ、合計面積が〇〇〇〇㎡に減少しましたが、賃貸借料の総額を変えないこととしたことから、10アール当たり単価が 〇〇〇〇 円に増えております。

次に、議案書35ページの表の4番ですが、資料は議案書の36ページ、43ページでございます。

平成28年5月31日開催の、第5期第14回総会、議案第57号にて審議を行い、平成28年6月1日に釧路市告示第222号で告示された、〇〇〇〇が所有する、〇〇〇〇、他2筆、合計〇〇〇〇㎡の農地について、〇〇〇〇との間で年間〇〇〇〇円、期間は5年間で賃貸借による利用権の設定でございますが、高速道路建設で〇〇〇〇と〇〇〇〇の農地の一部が買収されたため、〇〇〇〇は〇〇〇〇と〇〇〇〇の2筆に分かれ、〇〇〇〇は、〇〇〇〇と〇〇〇〇の2筆に分かれ、合計面積が〇〇〇〇㎡に減少しましたので、賃貸借料の総額も 〇〇〇〇 円に減少しております。

以上4件の農用地利用集積計画の変更についてご審議を頂きたく、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました、農用地の利用集積計画の変更について審議を致しますが、4番につきましては〇〇〇〇が議事参与の制限を受けますので、初めに4番を審議した後、残りを一括審議することとします。

では4番を審議しますので、〇〇〇〇は退出して下さい。

(〇〇〇〇退室)

議長
野村会長

それでは、4番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第93号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画

の変更」の4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第93号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の4番については原案のとおり決定いたします。

■■■■■は、入室して下さい

(■■■■■入室)

議長
野村会長

4番は、原案どおり決定致しました。
次に、1番から3番を一括審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第93号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第93号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更」の1番から3番については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第94号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

議案書44ページ目にございます、議案第94号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」を致します。

農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を、その法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告しなければならないことになっております。

また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導しなければなりません。

今回2件の報告がございました。

議案書45ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、
で、平成27年12月決算の報告となります。

議案書45ページの農地所有適格法人要件確認書の2番は、
で、平成28年3月決算の報告となります。

2件とも、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしておりますことを報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から報告がありました、議案第94号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、2番についてはが役員となっており、議事参与の制限がございますので、まず1番を審議して、次に2番を審議することと致します。

最初に、1番を審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第94号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第94号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番については原案のとおり決定いたします。

次に2番について審議しますので、は退室して下さい。

(退室)

議長
野村会長

2番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第94号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第94号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番については原案のとおり決定いたします。

■■■■は入室して下さい。

(■■■■入室)

議長
野村会長

2番は、原案のとおり可決、決定しました。
これを持ちまして、本日の議事の全て終了致しましたが、他に何かございませんか、なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成29年2月23日

議長 野村照明

署名委員 村上正人

署名委員 松永行明